

京都市雨水貯留施設設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、総合的な治水対策、資源の有効利用及び地球温暖化防止対策の一環として、雨水貯留施設を設置する者に対し、雨水貯留施設設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 雨水貯留施設とは、建築物の敷地内に降った雨水を貯留し、下水道法第2条第3号に規定する公共下水道又は京都市水路等管理条例第2条第1号に規定する水路等への雨水の流出を抑制するとともに、貯留した雨水を有効利用するために設置された雨水貯留槽及びこれに付属する設備をいう。

2 前項に規定する付属する設備は、次に掲げるものとする。ただし、雨水貯留槽がその機能を果たすために必要最小限のものとし、かつ、他の用途に使用できないものとする。

- (1) 雨水貯留槽に雨水を流入させるための設備
- (2) 雨水貯留槽に貯留した雨水を使用するための設備（動力等により雨水を揚水するものを除く。）
- (3) 雨水貯留槽を据え付けるための設備
- (4) 雨水貯留槽の転倒を防止するための設備
- (5) その他京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が必要と認める設備

(交付の対象)

第3条 助成金は、本市における公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の事業計画区域内において、建築物の敷地内に、80リットル以上の雨水貯留施設（次に掲げる雨水貯留施設を除く。）を購入して、設置した者に対して交付する。

- (1) 国又は他の地方公共団体が設置する雨水貯留施設
- (2) 既に助成金の交付の対象となった雨水貯留施設
- (3) 展示又は販売（建築物と一体として販売する場合を含む。）を目的として設置する雨水貯留施設
- (4) その他管理者が助成金の交付の対象とすることが適当でないと認める雨水貯留施設

2 助成金の交付の対象とする雨水貯留施設は、一の建築物の敷地内に4基までとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、雨水貯留施設1基ごとに算定するものとする。

2 助成金の額は、次に掲げる額を合計した額とする。ただし、その額は、37,500円を超えることができない。

- (1) 雨水貯留施設の購入に要する費用（以下「購入費用」という。）の額に4分の3を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。

(2) 雨水貯留施設の設置の工事に要する費用（以下「設置工事費用」という。）に4分の3を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額は、10,000円を超えることができない。

3 購入費用には、雨水貯留施設の運搬に要する費用その他管理者が適当でないと認める費用は含まないものとする。

4 設置工事費用には、雨水貯留施設の運搬に要する費用、第6条第1項に規定する申請書兼請求書及び同条第2項に規定する書類の作成又は取得に要する費用その他管理者が適当でないと認める費用は含まないものとする。ただし、雨水貯留施設の運搬に要する費用のうち、雨水貯留施設の設置の工事に付随するものとして管理者が認める費用については、この限りでない。

（事前確認）

第5条 条例第9条の規定により、助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留施設を購入する前に、申請に当たり必要と認められる事項について管理者の確認を受けなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 所管課の職員との面談による方法
- (2) 所定の事前確認書を所管課に提出する方法
- (3) その他管理者が適当と認める方法

（交付の申請）

第6条 申請者は、雨水貯留施設を購入した日から起算して1年以内に京都市雨水貯留施設設置助成金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）により当該申請を行うものとする。

2 申請書兼請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者本人であることを確認できるもの
- (2) 次に掲げる建築物に雨水貯留施設を設置する場合は、当該建築物の所有者を確認できるもの（申請日前3か月以内に官公庁で取得したものに限る。）
 - ア 申請者が第1号に規定する本人確認書類に記載する住所以外に所有する建築物
 - イ 申請者以外の者が所有する建築物
- (3) 購入費用及び設置工事費用が確認できるもの
- (4) 雨水貯留施設の設置前及び設置後の写真
- (5) 設置工事費用に係る助成金の交付を申請する場合にあっては、設置工事中の写真
- (6) その他管理者が必要と認める書類

3 前項第2号イに該当する場合は、雨水貯留施設の設置について、当該建築物の所有者から同意を得なければならない。

（標準処理期間）

第7条 管理者は、前条第1項の申請があったときは、申請書兼請求書が事務所に到達した日から起算して20日以内に、条例第10条の規定に基づき決定をするものとする。

(交付の決定の通知及び助成金の交付)

第8条 条例第12条第1項に規定する通知は、京都市雨水貯留施設設置助成金交付決定通知書(第2号様式)によって、同条第2項に規定する通知は、京都市雨水貯留施設設置助成金不交付決定通知書(第3号様式)によって行う。

2 管理者は、条例第10条第1項の規定により京都市雨水貯留施設設置助成金交付決定を行ったときは、第6条に規定する申請書兼請求書に基づき、助成金を支払う。

(雨水貯留施設の維持管理)

第9条 助成金の交付を受けた者は、その機能を維持するために必要となる点検、補修、清掃等の維持管理を自己の負担により行わなければならない。

2 助成金の交付を受けた者は、雨水貯留施設の管理に起因して自己又は第三者に損害が生じたときは、自己の責任において解決しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

京都市雨水貯留施設設置助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

申請者の住所又は〒

会社の所在地

申請者の氏名又は

会社の名称及び代表者名

電 話

雨水貯留施設設置に要する費用について助成金の交付を受けたいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第1項の規定により、助成金額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

記

1 事前確認

整理番号 ()

2 設置した雨水貯留施設の内容

(1) 設置場所 ☐ 申請者の住所と同じ

☐ それ以外 ()

(2) 所有者の同意の有無（※設置場所の所有者が申請者と異なる場合のみ）

☐ 同意あり

(3) 設置基数 ☐ 1基 ☐ 2基 ☐ 3基 ☐ 4基

(4) 設置工事費の申請有無 ☐ あり ☐ なし

(5) 購入年月日 (年 月 日)

※複数基申請される場合は、最も古い購入日を記載してください。

3 交付申請額 金 _____, 00 円

4 振込先口座 ※申請者と同一名義のものに限る。

金融機関名		支店名	
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座		
口座番号			
口座名義			
口座名義（カナ）			

第2号様式（第8条関係）

京都市雨水貯留施設設置助成金交付決定通知書

京都市指令 第 号

様	年 月 日
住所	京都市公営企業管理者上下水道局長 (担当)

年 月 日付けで申請のあった京都市雨水貯留施設設置助成金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条□第1項・□第2項の規定により、交付することを決定しましたので、同条例第12条第1項の規定により通知します。			
交 付 金 の 額		金 円	
設 置 内 容		製 品 名	交付金額
	1 基目		円
	2 基目		円
	3 基目		円
	4 基目		円
設 置 場 所			
担 当 部 署			

第3号様式（第8条関係）

京都市雨水貯留施設設置助成金不交付決定通知書

京都市指令 第 号

様	年 月 日
住所	京都市公営企業管理者上下水道局長 (担当)

年 月 日付けで申請のあった京都市雨水貯留施設設置助成金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第3項の規定により、交付しないことを決定しましたので、同条例第12条第2項の規定により通知します。	
交付しない理由	
担 当 部 署	電話 ー

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。